

(3) 集計事項の変更等

【変更の概要】

調査項目の追加又は削除に伴い、下表のとおり、集計事項について追加又は削除を行う。

表 調査項目の追加又は削除に伴う集計事項の変更

調査票区分	調査項目の追加に伴う追加	調査項目の削除に伴う削除
社会教育行政調査票	—	・設置目的別関係法人
公民館調査票	・運営状況に関する評価の実施状況 ・耐震診断の実施状況	—
図書館調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	—
博物館調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	—
青少年教育施設調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	—
女性教育施設調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	—
体育施設調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	・民間体育施設におけるボランティア活動状況 ・民間体育施設における受動喫煙防止のための対策の実施状況 ・民間体育施設における情報提供方法
文化会館調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	—
生涯学習センター調査票	・運営状況に関する評価の実施状況	—

【審査結果】

各施設の運営状況に関する評価の実施状況や、公民館の耐震診断の実施状況といった調査項目の新設に伴い、調査結果により作成される集計事項（統計）の充実が図られることは、政策課題を検討するために有用な情報が提供されることであり、また、研究者等の利用ニーズにも応えることになる。

しかしながら、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等については、集計表の有用性の確保等の観点から確認・検討が必要であると考えられる。

(論点)

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

- ① 各施設の運営状況に関する評価の実施状況や、公民館の耐震診断の実施状況といった調査項目の追加に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。それぞれの実施状況の実態を把握する上で十分なものとなっているか。
- ② これまで作成されてきたが、今回の調査項目の削除に伴い、削除することとなる集計表については、時系列の確保の観点から問題はないか。